

議案第 52 号

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第137号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分、次の表の中線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 「ひとり親家庭」とは、配偶者のない男子又は女子が児童を扶養する家庭をいう。 (3) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親は、除くものとする。 ア～カ 略 キ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。「以下DV防止法」という。)第10条第1項の規定による命令を受けている男子又は女子であつて、当該命令の申立てを行つたもの (4)～(7) 略 (支給対象者) 第3条 この条例に定めるひとり親家庭医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 配偶者のない男子又は女子及び児童並びに配偶者のない男子又は女子以外の者に扶養されている児童であつて父母のいない児童のうち、	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 「ひとり親家庭」とは、配偶者のない男子又は女子が児童を監護する家庭をいう。 (3) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する里親は、除くものとする。 ア～カ 略 (4)～(7) 略 (支給対象者) 第3条 この条例に定めるひとり親家庭医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、ひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子及び児童と、配偶者のない男子又は女子以外の者に扶養されている児童であつて父母のいない児童で、次に掲げる要件に該当する者とする。 (1) 橋本市の区域内に住所を有すること。ただし、受給資格者が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により児童

次に掲げる要件に該当する者 ア 橋本市の区域内に住所を有すること。ただし、受給資格者が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により児童が橋本市の区域内に住所を有しない場合を含む。 イ 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及び被扶養者であること。 (2) 配偶者がDV防止法第10条第1項の規定による命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの及びその児童のうち、次に掲げる要件に該当する者 ア 橋本市の区域内に住所を有すること。ただし、配偶者からの暴力を受けた者等、やむを得ない事情により橋本市に住民登録はできないが、生活の本拠が橋本市の区域内にあることが確認できる者を含む。 イ 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及び被扶養者であること。	が橋本市の区域内に住所を有しない場合を含む。 (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及び被扶養者であること。
---	--

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。